

答 申 第 1 0 0 号
令和6年10月31日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和6年4月4日付け青水振第1742号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

直近10カ年の特定漁業協同組合の理事会、総会の議事録についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表に掲げる「開示することが相当である部分」欄に記載した部分を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 2 月 26 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「直近 10 年の特定漁業協同組合の理事会、総会の議事録」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる文書（以下「本件各文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その全部が条例第 7 条第 3 号に該当するとして、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 6 年 3 月 4 日、審査請求人に通知した。

- (1) 令和 4 年度第 7 回理事会議事録（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) 平成 30 年度第 4 回理事会議事録（以下「本件対象文書 2」という。）
- (3) 令和 5 年度臨時総会議事録（以下「本件対象文書 3」という。）
- (4) 令和 4 年度通常総会議事録（以下「本件対象文書 4」という。）
- (5) 令和 3 年度通常総会議事録（以下「本件対象文書 5」という。）
- (6) 令和 2 年度通常総会議事録（以下「本件対象文書 6」という。）
- (7) 平成 31 年度通常総会議事録（以下「本件対象文書 7」という。）
- (8) 平成 30 年度通常総会議事録（以下「本件対象文書 8」という。）
- (9) 平成 30 年度臨時総会議事録（以下「本件対象文書 9」という。）

3 審査請求

審査請求人は、令和6年3月7日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、不開示とした本件各文書について、開示又は一部開示の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

漁業協同組合（以下「漁協」という。）は言うまでもなく極めて公的な性格を有する機関である。理事会、総会の議事録に記載された内容を公にすると、当該漁協の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するとまでは言えず、漁協の公的性格も考慮すると、到底、全面非開示とするべきものとは言えない。県の処分は不当である。

(2) 反論書

ア 一般に、漁協は、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき、知事により特定の公共水面において特定の漁業を排他的に営む権利を与えられ、漁業振興の観点から経営に、公から補助金が投入されている場合も多い。漁協が、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）に基づき、知事が設立を許可する性質の組織であることから、その公的な性格は明らかである。

権利保護や経済的競争力などの確保を理由に、安易に公が、純然たる民間企業などの一般の法人と漁協を同列の扱いをするべきではない。

イ 漁協の公的な性格に照らせば、少なくとも、開示に適さない個人情報や排した上での、漁協の理事会、総会議事録の一部開示が積極的に検討されるべきである。その過程で「貸借対照表」や「損益計算書」が明らかになるとしても、金額等の詳細な内訳が記載されているわけでもなく、ただちに、当該漁協の権利や競争上の地位などを著しく害するものとは言えない。

ウ 全面不開示決定は、当該漁協の運営や経営判断の妥当性を県民が判断することや、その手がかりを得ることを極めて困難にするものであり、当該漁協の運営や経営の実態が「ブラックボックス化」することにより、全面不開示決定により県民全体が被る不利益は大きい。

エ 条例がうたう、その目的「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与すること」や公益性の観点からも、全面不開示決定は甚だ不当である。一部開示若しくは全面開示決定が適当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第3号では、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と定めている。

漁協は、共済、販売、購買など多くの事業を実施しているが、これらの事業は民間企業が実施する同種の事業と競合関係にあるため、漁協の事業に関する情報や、経営方針、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報を公開することにより、競合する業者等との競争において不利益が生じるおそれがあることは明らかである。

漁協は、理事会においては業務を執行するための方針等について、総会においては事業の運営に関する中長期計画、毎事業年度の事業計画、貸借対照表、損益計算書等について決議するものであるが、これらの漁協の事業や経営の内容等の情報が記載されている理事会の議事録、総会の議事録は不開示とすべきである。

- 2 法では、理事会の議事録については、法第39条で、組合員が漁協の理事に対して閲覧又は謄写の請求をすることができる規定はあり、組合の債権者が、役員を追究するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、漁協の理事に対して閲覧又は謄写の請求をすることができる規定はある。また、総会の議事録については、法第50条の4で、組合員及び組合の債権者が漁協の理事に対して閲覧又は謄写の請求をすることができる規定はある。

しかし、理事会の議事録、総会の議事録ともに、組合員及び組合の債権者であっても、その謄本又は抄本の交付の請求をすることができる規定はない。

このように、理事会の議事録、総会の議事録ともに、閲覧又は謄写については、それを請求することができる者等が限定されていることから、請求することができる者以外の者は閲覧又は謄写もできない。

さらには、それら議事録の謄本又は抄本については、法で、その交付を請求する権利すら認められていないことから、誰に対しても交付されない。

行政文書開示請求に対して漁協の理事会の議事録、総会の議事録を全部又は一部開示することは、その謄本又は抄本を交付するのと同じことであり、法に反する。

なお、参考として、定款その他の書類及び決算関係書類については、それぞれ法第33条の2及び法第40条で、組合員及び組合の債権者が、漁協の理事に対して、閲覧の請求に加えて、謄本又は抄本の交付の請求をすることができる規定があることから、謄本又は抄本の交付の請求をすることができる規定がない理事会の議事録、総会の議事録については、謄本、抄本ともに、そもそも交付されるものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 条例第7条第3号該当性

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

ア 条例第7条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」等を規定している。

イ このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

ウ また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものが

あるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

エ さらに、条例第7条第3号該当性の判断に当たっては、ある情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるかといった一般的な性質から、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるか否かを客観的に判断することが相当である。

(2) 漁協の性格等について

ア 審査請求人は、漁協が極めて公的な性格を有する機関であり、民間企業などの一般の法人と同列の扱いをすべきではない旨主張する。

しかし、漁協の目的は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることであり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する、いわゆる公益的な性格を有する法人ではない。

また、法第39条では理事会の議事録について、法第50条の4では総会の議事録について、閲覧又は謄写の請求権を組合員に認めているものの、これらを一般に公開することは定めていない。

さらに、漁協は、共済、販売、購買など多くの事業を実施しているが、これらの事業の中には民間企業が実施する事業と同種の事業を実施する場合があり得ることから、漁協の事業活動は、他者との競合関係にある民間企業のそれに近いものがあると言える。

イ 一方、漁協は、設立、定款変更、合併及び解散に当たり原則として法に基づく認可を要するなど、行政官庁から多岐にわたる指導監督を受ける法人であり、漁業法に基づき一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利である漁業権が認められること等から、その行う事業活動全般について民間企業と全く同等であるとは言い難い。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、不開示とされた情報が条例第7条第3号の不開示情報に該当するかどうかを個別に判断することとする。

(3) 条例第7条第3号該当性について

まず、本件各文書に共通して記載されている事項（以下「共通する事項」という。）について検討し、その後、本件対象文書1及び本件対象文書2（理事会議事録）にのみ記載されている事項、本件対象文書3から本件対象文書9まで（総会議

事録)にのみ記載されている事項の順に従って検討する。

ア 共通する事項

(ア) 本件各文書の表題

本件処分に係る決定通知書に示しており、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

(イ) 本文中の各項目名

模範定款例（水産庁通知）により、漁協の理事会又は総会の議事録に記載されることが予定されている項目であり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

(ウ) 招集年月日等、開催の日時及び場所、招集者の氏名、出席した理事及び監事の氏名並びに出席した職員の職名及び名字

漁協の理事又は総会を誰が招集し、いつ、どこで、どの役職員が出席して開催されたかが記載されているにとどまり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

(エ) 役員私印の印影

役員個人の印章の印影であって、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

(オ) 議事の経過及び結果並びに議長の氏名

漁協の意思形成過程及び意思決定に係る情報であり、公にすることにより、どのような審議を経てどのように決定されたかが明らかとなり、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当する。

(カ) 代表理事組合長の氏名（肩書きと併記されているものに限る。以下同じ。）

組合等登記令（昭和39年政令第29号）により登記しなければならないとされており、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

(キ) 代表理事組合長印の印影

漁協の作成する書面の記述内容が真正なものであることを示す認証的機能を

有する性質のものであり、そのような性質を有するにふさわしい形状のものであって、公にすることにより、漁協の権利の得喪等に関わる書類の偽造等のおそれがあり、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当する。

(ク) 議事録の作成に当たっての付記部分及び原本証明（代表理事組合長の氏名及び代表理事組合長印の印影を除く。）

定型的な記載であり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

イ 本件対象文書1及び本件対象文書2（理事会議事録）にのみ記載されている事項

(ア) 役職員の出席総数

理事会に出席した役職員の総数が記載されているにとどまり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

(イ) 欠席役員の氏名等

理事会に欠席した役員の氏名及びその理由が記載されているにとどまり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

ウ 本件対象文書3から本件対象文書9まで（総会議事録）にのみ記載されている事項

(ア) 総会の種類

前記ア(ア)に含まれる情報と同一の情報であり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

(イ) 組合員数

漁協の意思形成過程及び意思決定に係る情報であり、公にすることにより、漁協の意思決定に係る組合員の出席等の関与の状況を分析されることで、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当する。

(ウ) 議事録作成理事の氏名

漁協の内部手続に係る情報であり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号に該当する。

(エ) 議案等の案件名

毎事業年度の事業計画等、法令により理事会若しくは総会での決議を経なければならないとされている事項、法令に基づくガイドラインにより総会の決議を経ることが適当とされている事項又は定型的な案件であり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号には該当しない。

3 条例第7条第1号該当性

前記2(3)アの(ウ)、(エ)、(カ)及び(ク)並びに同イの(イ)の事項には、招集者の氏名、出席した理事及び監事の氏名、出席した職員の職名及び名字、役員私印の印影並びに欠席役員の氏名等の情報（以下「役員の氏名等」という。）が記載されている。

役員の氏名等は、前記のとおり条例第7条第3号には該当しないものの、特定の個人を識別させることとなる記載が含まれていることから、以下、役員の氏名等の条例第7条第1号該当性について判断することとする。

(1) 条例第7条第1号の趣旨について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとし、同号ただし書により、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）等について、同号の不開示情報から除くこととしている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

役員の氏名等は条例第7条第1号本文に規定する情報に該当するところ、代表理事組合長の氏名については、前記2(3)ア(カ)のとおり組合等登記令により登記しなければならないとされており、同号ただし書イに該当することから同号に該当しないが、その余については、同号ただし書きのいずれにも該当せず、同号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件各文書のうち、別表に掲げる「開示することが相

当である部分」欄に記載した部分を開示することが妥当である。
よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

		開示することが相当である部分
本件対象文書 1	1 枚目	1 行目から 6 行目まで
		8 行目
		10 行目
		12 行目
		13 行目 1 文字目から 9 文字目まで
		14 行目 1 文字目から 7 文字目まで
		15 行目
	3 枚目	13 行目から 16 行目まで（代表理事組合長印の印影を除く。）
本件対象文書 2	1 枚目	1 行目から 6 行目まで
		8 行目
		10 行目
		12 行目
		13 行目 1 文字目から 9 文字目まで
		14 行目 1 文字目から 7 文字目まで
		15 行目
	2 枚目	15 行目から 18 行目まで（代表理事組合長印の印影を除く。）
		原本証明（代表理事組合長印の印影を除く。）
本件対象文書 3	1 枚目	1 行目から 8 行目まで
		9 行目 1 文字目から 12 文字目まで、16 文字目から 19 文字目まで
		10 行目 1 文字目から 10 文字目まで
		11 行目
		12 行目 1 文字目から 4 文字目まで
		13 行目 1 文字目から 4 文字目まで
		14 行目 1 文字目から 3 文字目まで
		15 行目 1 文字目から 9 文字目まで
		16 行目
		19 行目 1 文字目から 7 文字目まで
		20 行目 1 文字目から 12 文字目まで
		21 行目から 40 行目まで
	2 枚目	1 行目及び 2 行目
	7 枚目	8 行目から 10 行目まで
		12 行目（代表理事組合長印の印影を除く。）

		開示することが相当である部分
本件対象文書 4	1 枚目	1 行目から 8 行目まで（手書きの記載を含む。）
		9 行目 1 文字目から12文字目まで、16文字目から19文字目まで
		10行目 1 文字目から10文字目まで
		11行目
		12行目 1 文字目から 4 文字目まで
		13行目 1 文字目から 4 文字目まで
		14行目 1 文字目から 3 文字目まで
		15行目 1 文字目から 9 文字目まで
		16行目
		19行目 1 文字目から 7 文字目まで
		20行目 1 文字目から12文字目まで
		21行目から37行目まで
		4 枚目
	21行目（代表理事組合長印の印影を除く。）	
原本証明（代表理事組合長印の印影を除く。）		
本件対象文書 5	1 枚目	1 行目から 8 行目まで
		9 行目 1 文字目から12文字目まで、17文字目から20文字目まで
		10行目 1 文字目から10文字目まで
		11行目
		12行目 1 文字目から 4 文字目まで
		13行目 1 文字目から 4 文字目まで
		14行目 1 文字目から 3 文字目まで
		15行目 1 文字目から 9 文字目まで
		16行目
		19行目 1 文字目から 7 文字目まで
		20行目 1 文字目から12文字目まで
		21行目から38行目まで
		3 枚目
	8 行目（代表理事組合長印の印影を除く。）	
原本証明（代表理事組合長印の印影を除く。）		
本件対象文書 6	1 枚目	1 行目から 8 行目まで
		9 行目 1 文字目から12文字目まで、17文字目から20文字目まで
		10行目 1 文字目から10文字目まで
		11行目
		12行目 1 文字目から 4 文字目まで
		13行目 1 文字目から 4 文字目まで
		14行目 1 文字目から 3 文字目まで
		15行目 1 文字目から 9 文字目まで
		16行目
		19行目 1 文字目から 7 文字目まで
		20行目 1 文字目から12文字目まで
		21行目から39行目まで
		2 枚目
	25行目から27行目まで	
29行目（代表理事組合長印の印影を除く。）		
原本証明（代表理事組合長印の印影を除く。）		

		開示することが相当である部分
本件対象文書 7	1 枚目	1 行目から 8 行目まで（手書きの記載を含む。）
		9 行目 1 文字目から12文字目まで、17文字目から20文字目まで
		10行目 1 文字目から10文字目まで
		11行目
		12行目 1 文字目から 4 文字目まで
		13行目 1 文字目から 4 文字目まで
		14行目 1 文字目から 3 文字目まで
		15行目 1 文字目から 9 文字目まで
		16行目
		19行目 1 文字目から 7 文字目まで
		20行目 1 文字目から12文字目まで
	21行目から35行目まで	
	2 枚目	1 行目
		27行目から29行目まで
31行目（代表理事組合長印の印影を除く。）		
本件対象文書 8	1 枚目	1 行目から 8 行目まで（手書きの記載を含む。）
		9 行目 1 文字目から12文字目まで、17文字目から20文字目まで
		10行目 1 文字目から10文字目まで
		11行目
		12行目 1 文字目から 4 文字目まで
		13行目 1 文字目から 4 文字目まで
		14行目 1 文字目から 3 文字目まで
		15行目 1 文字目から 9 文字目まで
		16行目
		19行目 1 文字目から 7 文字目まで
		20行目 1 文字目から12文字目まで
	21行目から35行目まで	
	2 枚目	1 行目
	6 枚目	4 行目から 6 行目まで
		8 行目（代表理事組合長印の印影を除く。）
		原本証明（代表理事組合長印の印影を除く。）
	本件対象文書 9	1 枚目
14行目 1 文字目から12文字目まで		
15行目 1 文字目から 7 文字目まで		
16行目 1 文字目から 7 文字目まで		
17行目 1 文字目から 8 文字目まで		
18行目 1 文字目から12文字目まで		
19行目 1 文字目から12文字目まで		
20行目 1 文字目から 7 文字目まで		
21行目 1 文字目から 7 文字目まで		
23行目 1 文字目から 3 文字目まで		
24行目		
7 枚目		9 行目から11行目まで
		13行目（代表理事組合長印の印影を除く。）
		原本証明（代表理事組合長印の印影を除く。）

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年4月4日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和6年5月16日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年5月30日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和6年6月21日 (第159回審査会)	・審査を行った。
令和6年7月26日 (第160回審査会)	・審査を行った。
令和6年8月23日 (第161回審査会)	・審査を行った。
令和6年9月20日 (第162回審査会)	・審査を行った。
令和6年10月25日 (第163回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者 (本件審査回避)
森 雄亮	弁護士	会長

(令和6年10月31日現在)